

ID: 231

担当部署: 都市整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第63条		
例規番号	平成9年条例第26号		
【基準】 第63条の規定による。 (罰則) 第63条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日